

# 世代間の公平性と税制改革

林 宜 善

## I 税制改革の視点

先般の抜本的税制改革以来、豊かな活力ある社会を実現するために、バランスのとれた安定的な税体系の構築が模索されてきたところであるが、今回の税制改革論議では、このような視点に加えて、高齢化にともなう国民負担の増加にどう対応するかが新たな視点として提起され、旧連立与党の「国民福祉税構想」をはじめとして、増税を含めた消費税のあり方が大きな争点となっている。

6月に提出された政府税制調査会の「税制改革についての答申」では、「バランスのとれた税体系の構築、本格的な高齢化に伴って必要となる国民負担の増加の必要性及び財政体質の改善といった視点に立ち、消費税の中小事業者に対する特例措置等について、平成2年に行った見直し後の状況を踏まえて必要な見直しを進めるとともに、消費税率を引き上げ、税体系における消費課税のウエイトを高めることが必要である」とし、消費税増税が前面に打ち出された。また、税調審議の参考として提出された「機械的試算」では必要な消費税率が提示され、論議を呼んだことは記憶に新しい。

ストック経済化にともなって資産課税の強化が必要だとしても、その財源調達能力には限界がある。法人所得課税についても諸外国との負担の均衡上、税収増に関しては多くを期待できない。となると、超高齢化社会にともなう負担増は所得課税か消費課税を中心に受け止めざるを得ず、税制改革論議は結局のところ、「所得課税 vs 消費課税」という図式で展開されることになる。

税制改革は国民生活にさまざまな方面で影響を及ぼすことから、その評価は極めて多様である。とくに税制改革による負担の変化は、たとえマクロ的には税収中立つまり増減税同額であっても、納税者間というミクロで見た負担配分の変更をともなうことが多いために、「誰が得をし、誰が損をするか」という損得勘定で評価されがちである。

もちろんこの視点が重要であることに異を唱えるものではない。しかし、これまでの損得勘定は、例えば「所得税減税・消費税増税」の組合せによって「ある水準以下の所得階層は損、それ以上の階層は得をする」というように、どちらかと言えば、税制改革時点での税負担配分に関するインパクトを所得階層別にとらえたものに偏っていたきらいがある。だが、所得水準の格差はライフ・ステージの違いによる部分が大きいことを考慮すれば、税制改革による所得階層別負担分布の変化は、各個人の一生を通じての税負担分布の変化としてとらえることも可能なのである。

また、①税制改革を遡って実施することは不可能であること、②税制改革の実施時点で世代によって異なったライフ・ステージにあること、を考えるなら、税制改革による年齢別負担分布の変化はライフ・タイムで見た世代間の税負担の公平にも大きく影響する。

このように考えるなら、従来行われてきた所得階層別負担分布の計測のみによる税制改革の評価は一面的に過ぎると言わざるを得ない。今回の研究は、税制改革のインパクトを、①各世代の一生を通じてのライフ・ステージ別負担分布に及ぼす影響、②生涯を通じた税負担の世代間の公平性に及ぼす影響、<sup>1)</sup>といふ二つの視点から定量的にとらえようとするものである。

本稿では、まず、IIにおいて生涯税負担を計測することの意義を高齢化社会の進展との関係で明らかにする。なお、今回の計測は税制改革についての具体

1) 本稿の基になっている研究は林 宏昭（帝塚山大学経済学部助教授）および筆者の研究室に所属する大学院生との共同作業によるものである。なお、計測においては、橋本恭之・林 宏昭・跡田直澄「人口の高齢化と税・年金制度一コーポート・データによる制度改革の影響分析—」1989年3月（帝塚山大学ディスカッション・ペーパー）を参考にさせていただいた。

## 世代間の公平性と税制改革

案が固まっていない現時点でのものであり、改革についての複数のシナリオを作成し、それを適用するという形をとることになる。そこで、Ⅲではマクロで見た将来の必要税収から税制改革のシナリオを用意する。Ⅳでは生涯税負担を推計するために必要なコード・データの作成方法、Ⅴでは生涯税負担の計測の前提と方法について簡単な説明を加え、Ⅵでは計測結果を紹介する。

## II 人口構成の変化と生涯税負担

所得税を減税し、消費税率を引き上げるという税制改革は、現役勤労世代の負担の一部を退職世代に負わせることになる。いま人口の年齢構成が変わらないとして、このような税制改革が各世代の生涯負担にどのように影響するかを表1によって見てみよう。<sup>1)</sup> 将来の給付額（したがって必要な税収）は経済成長率と同じ率で増加し、利子率は経済成長率に等しいと仮定するなら、この表は現在価値で生涯負担を比較したものとみなすことができる。<sup>2)</sup>

各世代は勤労期と退職期の2期にわたって生存し、各期には退職期にあるt世代と勤労期にある(t+1)世代が同時に生存している。最初、勤労世代だけが

表1 税制改革と生涯負担

| 期<br>世代 | 1  | 2  | 3  | 4 | 5 | 6 | 7 | 生涯負担 |
|---------|----|----|----|---|---|---|---|------|
| I       | 0  |    |    |   |   |   |   | 10   |
| II      | 10 | 0  |    |   |   |   |   | 10   |
| III     |    | 10 | 0  |   |   |   |   | 15   |
| IV      |    |    | 10 | 5 |   |   |   | 10   |
| V       |    |    |    | 5 | 5 |   |   | 10   |
| VI      |    |    |    |   | 5 | 5 | 5 | 10   |

注) 第4期に税制が勤労世代負担から全世代負担に変わる。

1) 表の作成にあたっては、井堀利宏「価格決定政策と経済に与える影響」『税経通信』第49巻11号、1994年を参考にした。

2) これらの変数の値が異なるなら、税制改革の時期によって負担の現在価値は異なってくる。

負担する税（勤労所得税と考えてよい）で必要な財源が調達されていたが、第4期に退職世代も含めた全世代で負担する税（消費税にあたる）に改革されるとする。

この税制改革は、移行期にちょうど退職期にあたっていた第Ⅲ世代を直撃する。その他の世代の生涯負担は税制改革の有無にかかわりなく10であるが、勤労期に10の税を負担し、改革がなければ退職期の負担はゼロであったはずの第Ⅲ世代は、税制改革によって退職後も税を負担しなければならなくなるために、生涯負担は15に増加してしまうのである。<sup>1)</sup>

所得税減税・消費税増税という税制改革が改革時にちょうど退職期にあった世代に不利に作用することを示すこのモデルは、人口の年齢構成が変化しないことを想定したものであり、今日のわが国のように、急速な高齢化によって勤労世代に対する退職世代の比率が上昇するような社会には当てはまらない。

1993年度の年金・医療・福祉サービス等からなる社会保障給付費は総額で約59兆円。うち、税等の公費で賄われた部分は約17兆円である。社会保障給付費全体に占める高齢者対象給付はほぼ6割であるから、単純に計算すると、高齢者対策に使われた税等は約10兆円ということになる。<sup>2)</sup> そしてこの金額は、1993年時点での勤労世代から退職世代への財政トランスマスターに他ならない。

高齢者に対する給付水準を将来においても実質値で維持するとすれば、勤労世代に対する退職世代の比率が高くなるにつれて、勤労世代の負担は大きくならざるを得ない。賦課方式に近いわが国の年金制度において、高齢化の進展とともに、保険料率の引上げもしくは年金支給額の引下げ（支給開始年齢の引上

1) 第Ⅲ世代の負担増分である5は、国家の終わりに存在した最終世代に利益として持ち越される。最終世代が退職期を迎える直前に国家が消滅するとしたら、税制改革が実施されない場合には10の税を負担していることになるが、税制改革によって5の負担で済むことになる。最終世代が退職期を迎えて国家が消滅する（このとき勤労世代は存在しない）とすれば、税制改革が行われなかった場合には退職期の財政支出による受益はゼロであるが、税制改革によって自分達の負担した税分の受益が得られることになる。

2) 1990年の数値で59.7%（給付費総額47兆円、年金21兆8000億円、老人保健給付額5兆7000億円、老人福祉サービス5700億円。社会保障研究所『平成2年度社会保障給付費』による）であるから、現時点ではもう少し高い数値を示していると考えられる。

## 世代間の公平性と税制改革

表2 年齢構成の変化

|       | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 勤労世代  | 120  | 100  | 70   | 50   | 50   | 50   |
| 退職世代  | 100  | 120  | 100  | 70   | 50   | 50   |
| 退職／勤労 | 0.83 | 1.20 | 1.43 | 1.40 | 1.00 | 1.00 |

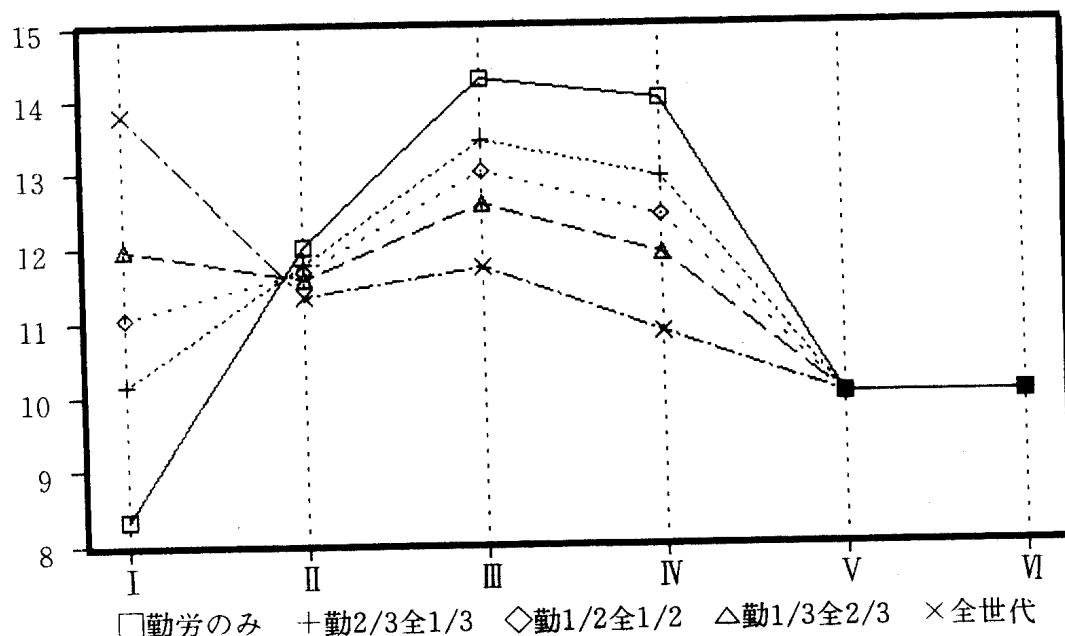
げを含む) という形での後世代の負担増が世代間不公平の問題として指摘されているが、これと同じ現象が年金以外の政策においても発生するのである。

ここで、第3期において高齢化がピークとなり、第5期からは安定するという表2のような年齢構成を想定して、税制改革が生涯負担に及ぼす影響を検討してみよう。税制としては、勤労世代のみが負担するケース、全世代が負担するケース、この二つを組み合わせた複数のケースを考えた。なお、必要な税収は退職世代に対する社会保障給付費を賄う部分だけとし、退職世代1人当たり10の財源が必要であるとする。また、上で仮定したように、数値はすべて現在価値で表されていると考える。

税制改革は第2期において実施されるとし、複数の税制のもとでの世代別生涯税負担の比較が図1で示されている。勤労世代のみが負担する税制が期間中維持されると、退職世代に対して勤労世代が多い第I世代の生涯税負担は8.3であるが、高齢化の進展によって第II世代は12.0、第III世代は14.3へと負担が急増する。そして年齢構成が若返るにつれて、第IV世代の負担は14.0に、第V世代の負担は10.0に低下し、その後は年齢構成が一定となるために10.0で推移する。このように、年齢構成が大きく変化するときには、勤労世代のみが負担する税制は世代間に大きな負担格差を発生させるのである。

このような格差は、全世代が負担する税制に移行することによって縮小することができる。しかし、全世代が負担する税に完全に変えてしまうと、移行期に退職期を迎える第I世代の負担が大きくなりすぎ、逆に不公平が発生してしまう。したがって、世代間の公平性を確保するためには、勤労世代税と全世代

図1 税制改革による世代別税負担の変化  
モデル計算



税の適度な組合せが求められるのである。

現行税制で世代間にどの程度の生涯負担の格差が発生するかは、実際に発生するであろう勤労世代と退職世代の比率の変化の程度に依存するし、税制改革によって各世代の生涯負担がどのように変化するかは、税制改革のシナリオに依存する。したがって、世代間の公平性の観点から税制を設計するためには定量的な分析が必要なのである。

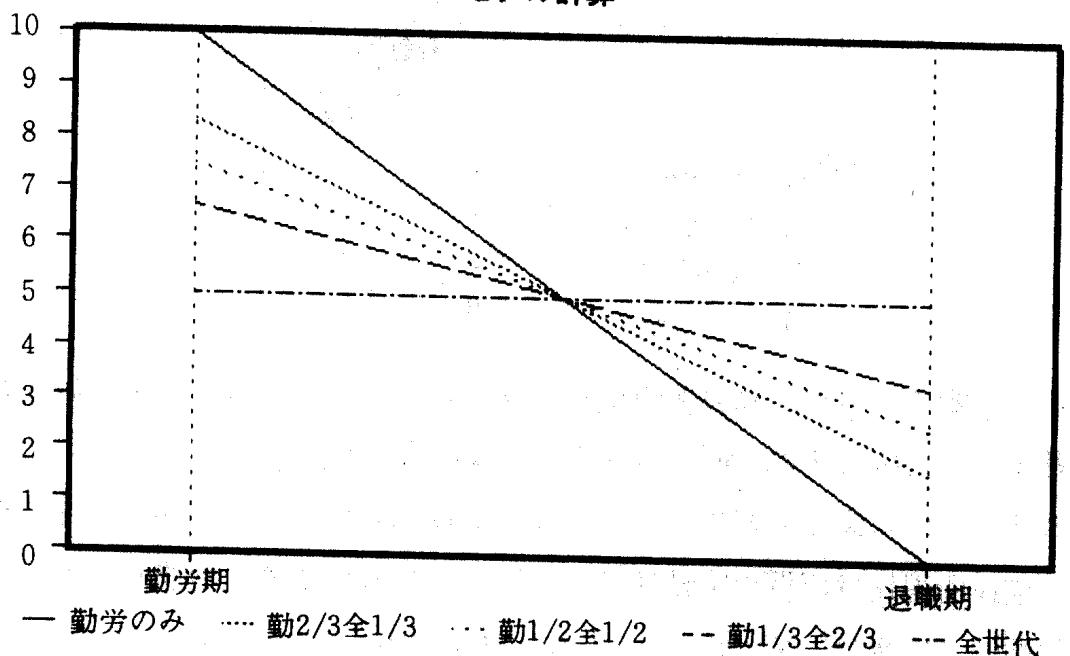
図2は税制改革によってライフ・ステージ別の税負担がどのように変化するかを示している。対象は年齢構成が安定した第VI世代であるが、全世代税のウエイトを高めるにつれて負担は平準化する。これも税制改革の重要な基準の一つである。

### III マクロの推計と税制改正のシナリオ

#### 1. 必要財源の推計

生涯にわたる税負担を計測するためには、将来の税負担の前提となる税制を決定しなければならないが、それにはまず、税によって調達すべき財源の規模

## 世代間の公平性と税制改革

図2 税制改革とライフ・ステージ別税負担  
モデル計算

を決める必要がある。本研究では次の方法で必要財源を求めた。

- ①社会保障に係る公費負担……厚生大臣の私的諮問機関である「高齢社会福祉ビジョン懇談会」がとりまとめた「21世紀福祉ビジョン」(1994年3月28日。以後は「福祉ビジョン」とする)で示された「社会保障に係る給付と負担の将来見通し(試算)」の複数のケースのうちから、懇談会が今後わが国が目指す望ましい社会福祉像として評価したケースⅡの公費負担を、社会保障給付に必要な税収とする。

ケースⅡは、医療の効率化を図り、一方、介護対策や児童対策等の充実を図ると仮定した「中福祉・中負担」のケースであり、国民所得の伸びを2000年までは5%, 2000年以降は3%とすると、税等の公費負担は表3に示された金額になると試算されている。

なお、試算では2000年、2010年、2025年の基準年度の数値しか示されていないので、この間の公的負担は、 $X_t (1+r)^n = X_{t+n}$ によって年平均伸び率rを求め、基準年度の金額 $X_t$ にrを順次適用することによって算出した。

- ②若い世代については「福祉ビジョン」で示されている2025年以後についても

表3 「福祉ビジョン」による必要公費負担  
(単位: %、兆円)

|              | 公費負担 |    |
|--------------|------|----|
|              | 対NI比 | 金額 |
| H. 5 (1993)  | 4.8  | 17 |
| H. 12 (2000) | 5.5  | 27 |
| H. 22 (2010) | 7.0  | 46 |
| H. 37 (2025) | 9.0  | 93 |

推計が必要であるが、社会保障給付に係る負担については、高齢者数の減少も考慮して、国民所得と同じ3%で伸びると考えた。

- ③その他の歳出に係る公費負担・・・社会保障給付以外の歳出の将来における対国民所得比は直近の実績値である20.8%に固定する。つまり、対国民所得弹性値（以後は、NI弹性値とする）は1である。
- ④必要な財源はすべて税で賄うとし、公債は発行しない。

## 2. 現行税制に基づく税収額の将来推計

税制が現行のままで維持された場合の税収予測は、税制改革のシナリオを描く基本となるものであるが、ここ数年の税収はバブル期の大きな伸びと、その反動を含んでいるため、予測が極めて困難である。そこで、本研究では、税を①国税所得税のうち給与に係る分、②住民税個人分、③その他の税、に3区分し、NI弹性値を給与所得税については1.8、個人住民税については1.2、他の税については1.0として税収予測を行った。なお、2025年以降のマクロの税収については2025年までと同じ趨勢で伸びると考える。

社会保障給付以外の歳出のNI弹性値は1としているから、給与所得税、個人住民税のNI弹性値が1を上回る自然増収部分は社会保障給付に充当されることになる。

## 3. 税制改革のシナリオ

## 世代間の公平性と税制改革

「福祉ビジョン」における公的負担の試算をベースに、将来におけるマクロの必要税収を求め、そこから次の二つの税制改革のシナリオを作成した。

ケースA：現行税制を延長（現時点での所得税・住民税の特別減税は実施しない。消費税率は3%を維持）する。ただし、所得税のNI弹性値が大きいために税収が上で推計した必要税収を上回ることになる。そこで、各年度で収支均衡を維持するために個人所得課税を定率減税する。<sup>1)</sup>なお減税率は「税収超過額／個人所得課税」である。

ケースB：現時点で1994年度の所得税・住民税の特別減税を実施したうえで、個人所得課税の対国民所得比を一定に保つ。減税の方法としては、ケースBと同様、定率減税によって行うこととする。個人所得課税は物価調整減税にとどまらず、実質減税となる。この結果、3%の消費税率のままでは税収が不足するため、各年度で収支均衡を維持するよう消費税の税率を引き上げる。

以上のようなシナリオを描いたケースAとケースBは、それぞれ所得税を中心型税制、消費税重視型税制と呼ぶことができるだろう。改革後の課税状況を示したものが表4である。ケースAの場合、2025年度の所得課税の税収総額に占めるウエイトは1995年度に比べて約5ポイント上昇して68.6%となる。そして、2025年度には税収全体の47.3%が個人所得課税によって賄われることになる。ケースBの場合には、所得課税のウエイトは2025年度には50.4%にまで低下し、個人所得課税は全体の29.1%にまで低下する。<sup>2)</sup>またケースBの場合、消費税率は2000年度7.1%，2010年度8.8%，2025年度には12.0%にまで上昇すると見込まれる。

本計測の目的は、税制改革のシナリオの相違が生涯にわたる税負担分布に及ぼす影響を検討することであり、マクロの税収を試算するものではない。した

1) 税率の引下げや課税最低限の引上げによって減税分を推計することが望ましいが、現時点で所得税構造そのものを操作することは不可能であり、定率減税とせざるを得ない。

2) 1993年度補正後の税収総額に占める個人所得課税の比率は37.2%である。

表4 税制改革と課税バランス

(単位：%)

|      | ケース A  |           |          | ケース B  |           |          |
|------|--------|-----------|----------|--------|-----------|----------|
|      | 税収ウエイト |           | 消費<br>税率 | 税収ウエイト |           | 消費<br>税率 |
|      | 所得課税   | うち<br>個人分 |          | 所得課税   | うち<br>個人分 |          |
| 1995 | 63.5   | 38.7      | 3.0      | 58.6   | 33.8      | 5.1      |
| 2000 | 65.2   | 41.5      | 3.0      | 55.9   | 32.3      | 7.1      |
| 2005 | 65.8   | 42.5      | 3.0      | 54.9   | 31.7      | 7.9      |
| 2010 | 66.4   | 43.6      | 3.0      | 53.9   | 31.1      | 8.8      |
| 2015 | 67.1   | 44.8      | 3.0      | 52.8   | 30.5      | 9.8      |
| 2020 | 67.9   | 46.0      | 3.0      | 51.6   | 29.8      | 10.9     |
| 2025 | 68.6   | 47.3      | 3.0      | 50.4   | 29.1      | 12.0     |

がって、将来の税制改革のシナリオを作成するための必要上「福祉ビジョン」を用いてはいるが、「福祉ビジョン」そのものの精度によって計測結果が大きく左右されることはない。

#### IV コーホート・データの作成

##### 1. 作成のための前提

生涯税負担を推計するためにはコーホート・データを作成する必要があるが、データ作成に際して以下のようないくつかの前提を置いた。

- ①分析の対象となるコーホートは、世帯主の出生年別に、1933年生まれ（1994年現在で61歳）、1943年生まれ（同51歳）、1953年生まれ（同41歳）、1963年生まれ（同31歳）の四つである。
- ②各コーホートとも25歳から75歳までのデータを作成する。
- ③各コーホートとも勤労者世帯である。
- ④年金支給開始年齢の引上げが行われるとしたため、勤労期間は以下のようにコーホートによって異なる。

1933年生まれ：25歳～59歳（35年間）

## 世代間の公平性と税制改革

1943年生まれ：25歳～61歳（37年間）

1953年生まれ：25歳～64歳（40年間）

1963年生まれ：25歳～64歳（40年間）

- ⑤各世代は退職後には年金生活者となり、実収入はその全額が年金受給額となる。
- ⑥世帯の構成員は「世帯主」・「配偶者」・「扶養親族」である。
- ⑦各コーホートとも65歳以上を「高齢者」として位置づけ、消費パターンを非高齢者とは異ならせる。
- ⑧過去の税負担額は各年度の税制に沿って、将来の税負担は上記の税制改革のシナリオに沿って計算する。
- ⑨1958年から1992年までの物価指数は、1990年を基準とした「消費者物価」（平成5年版『経済要覧』（経済企画庁））を適用しており、1993年以降の物価上昇率は年率2%と仮定する。

## 2. 所得および消費に関するデータ

各コーホートの所得および消費に関する基礎データは、1958年から1992年までの『家計調査年報』（総務庁）における「5歳年齢階級別データ」を基に作成した。まず、隣接する二つの5歳年齢階級を加重平均することにより、5歳年齢階級別データを1歳刻みのデータに加工する。次に、加工された各年度の『家計調査年報』のデータから、出生年次に対応する年齢のデータを取り出し、各出生年齢ごとにそれらのデータを加齢的に連続させることにより、コーホート・データが作成されている。

### (1) 所得データ

所得データの種類は次の通りである。

- ①「実収入」：世帯の収入総額から借入金、貯蓄の引き出し等を除いた実際の稼得収入額であり、税負担率の算定、1993年以降の消費支出額の推計等に利用する。

②「世帯主収入」：世帯主の勤め先収入であり、給与所得税、個人住民税の算定等に利用する。

③「定期収入」：世帯主の勤め先収入のうち賞与等を除いた部分であり、年金支給額の算定における「標準報酬月額」に相当する。

所得データは過去の分と将来の分に分けて作成しなければならない。1958年から92年までは、当該年度の『家計調査年報』を基に前述の加重平均法によって加工された1歳刻みのデータから、出生年次に対応する年齢のデータを取り出し、それらのデータを加齢的に連続させることによって作成した。

1993年以降の所得データは、まず『生年別年収推計表（仮名）』を作成し、92年の「世帯主収入」および「定期収入」に『生年別年収推計表』に示される各年度ごとの年収の伸び率を乗じることにより、各コーホートの93年以降の「世帯主収入」および「定期収入」を推計する。さらに、このようにして求めた「世帯主収入」に92年の『家計調査年報』における該当年齢での（実収入／世帯主収入）の比率を乗じることにより93年以降の「実収入」を推計する。

## (2) 消費データ

「消費支出」は『家計調査年報』にしたがって、「食料」「住居」「光熱・水道」「家具・家事用品」「被服・履き物」「保健医療」「交通通信」「教育」「教養娯楽」「その他」の10項目に分類する。

1958年から92年までの消費データは所得データの場合と同様の方法で作成する。93年以降の「消費支出」は、93年以降の「実収入」の推計データに92年の『家計調査年報』における該当年齢での消費性向（消費支出／実収入）を乗じて計算する。「消費支出」の内訳（10項目）については、92年の『家計調査年報』における該当年齢での「消費支出」に対する各消費項目の割合（各消費項目／消費支出）を適用して求める。

ただし、65歳以降の消費データは平成元年『全国消費実態調査報告』（総務省）における高齢者世帯（有業者無しの世帯）の消費パターンを適用して求め

## 世代間の公平性と税制改革

る。まず、高齢者世帯平均の消費性向（消費支出／年収）を65歳以降の「実収入」（=年金支給額）に乗じて「消費支出」を求め、これに高齢者世帯平均の「消費支出」に対する各消費項目の割合（各消費項目／消費支出）を適用することによって内訳10項目の額を明らかにする。また、65歳以降の「消費支出」は毎年2%ずつ増加するものと仮定している。

## (3) 年金受給額の算定

- 「年金」の算定にあたっては、次のようないくつかの注意すべき前提がある。
- ①分析対象のコーホートが勤労者世帯であることから、ここでの「年金」は「老齢厚生年金」の計算方式に従って算定している。
  - ②年金の支給開始年齢は、年金制度の改正（支給開始年齢の引上げ）により、各コーホートごとに異なる。
  - ③年金受給額の増加率は、物価上昇率と同じく年率2%と仮定する。
- なお、「老齢厚生年金」の支給額は次式によって計算される。

$$\text{年金額} = \text{定額部分} + \text{報酬比例部分} + \text{加給年金}$$

「定額部分」は在職中の給与にかかわりなく年金の加入月数（被保険者月数）によって決定される部分であり、「報酬比例部分」は在職中の給与に基づいて決定される部分である。<sup>1)</sup>「加給年金」は年金受給者に配偶者がいる場合に支給される加算金であり、その額は年間212,500円（月額17,708円）である。

## V 世代別・年齢別税負担額の計測

## 1. 対象税目

世代別の生涯負担の計測対象とした税目は、所得税・住民税個人分、間接税（消費税）である。したがって、他の税目が及ぼす影響については未知のままで

1) 定額部分、報酬比例部分の計算方式は以下の通りである。

$$\text{定額部分} = 1,388\text{円} \times \text{定額部分支給率} \times \text{被保険者月数} \times \text{スライド率}$$

$$\text{報酬比例部分} = \text{平均標準報酬月額} \times \text{報酬比例乗数} \times \text{被保険者月数} \times \text{スライド率}$$

あるが、今後のあるべき税制として、所得課税 vs 消費課税を検討しようというのであるから、計測結果は十分な価値を持つと考えられる。

## 2. 個人所得税・個人住民税

個人所得税および個人住民税は、「世帯主収入」を年収とし、そこから各年度の税制に沿って計算した「給与所得控除」、「人的控除」、「社会保険料」を控除した「課税所得」に税率を適用して算定する。

ただし、1993年度以降は1992年度の税制をそのまま継続して適用して税額を計算したうえで、必要に応じて定率減税を行うことによって負担額を計算する。また、年金受給開始後は、個人所得税、個人住民税は支払わないものとする。

所得税・住民税の控除額および税率は各年の税制に即して設定しているが、いくつか注意すべき前提がある。

- ①「人的控除」の中の「基礎控除」、「配偶者控除」、「配偶者特別控除」は、すべて満額控除を受けるものとする。
- ②「扶養控除」は、各年の法定控除額に各年の（世帯人員－2）を乗じて計算している。また、a) 1989年以降、b) 世帯主の年齢が45歳以上、c) 世帯人員が3人以上、という条件をすべて満たす場合には、「年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族」あるいは「年齢70歳以上の老人扶養親族」として、「扶養控除」が増額される。
- ③市町村民税の税率については、1960年以前においては五つの選択方式が採用されていたが、本研究では「第二課税方式但書」の税率を適用している。また、1962年には二つの選択方式が採用されていたが、これも「但書方式」を採用した。

## 3. 間接税

間接税（消費税を含まない）負担額は、各消費項目ごとに間接税の実効税率

## 世代間の公平性と税制改革

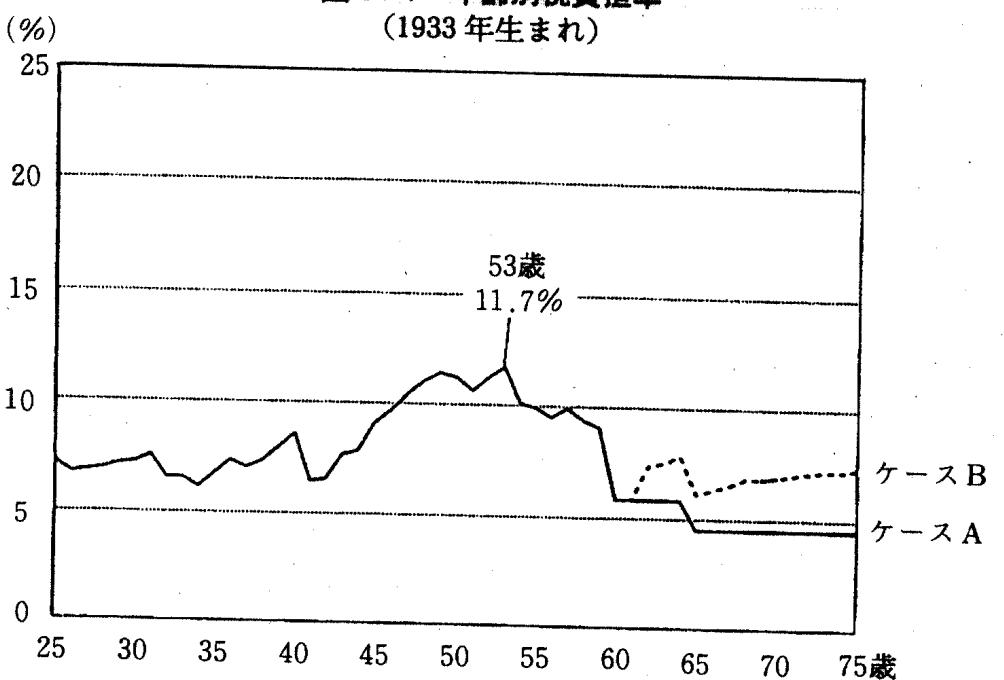
の推計値を適用して計算する。ただし、1991年以降は1990年と同じ実効税率を適用している。実効税率については林宏昭・橋本恭之の研究結果を用いた。<sup>1)</sup> 消費税が導入された1989年以降は、上記の間接税（消費税を含まない）と消費税の合計を間接税負担額としている。なお、消費税には若干の非課税品目が存在するが、今回の計測では考慮していない。しかし、非課税品目であっても仕入れには税額が含まれているため、それほど大きな差は生じないと考えられる。

## VI 計測結果

## 1. 年齢別税負担率

年齢別に見た税負担率（実収入に対する税負担の比率）は図3-1から図3-4に示されている。所得税中心型のケースAの場合、各世代ともに40歳代に入ると急激に負担率は上昇し、退職後に大きく低下する。このような負担構造は、収入も多いが、子供の教育費などの出費が嵩む中高年齢層において、生活のゆ

図3-1 年齢別税負担率  
(1933年生まれ)



1) 林 宏昭・橋本恭之「消費項目別の間接税実効税率の推計」『四日市大学論集』第5巻、第2号、1993年。

図3-2 年齢別税負担率  
(1943年生まれ)

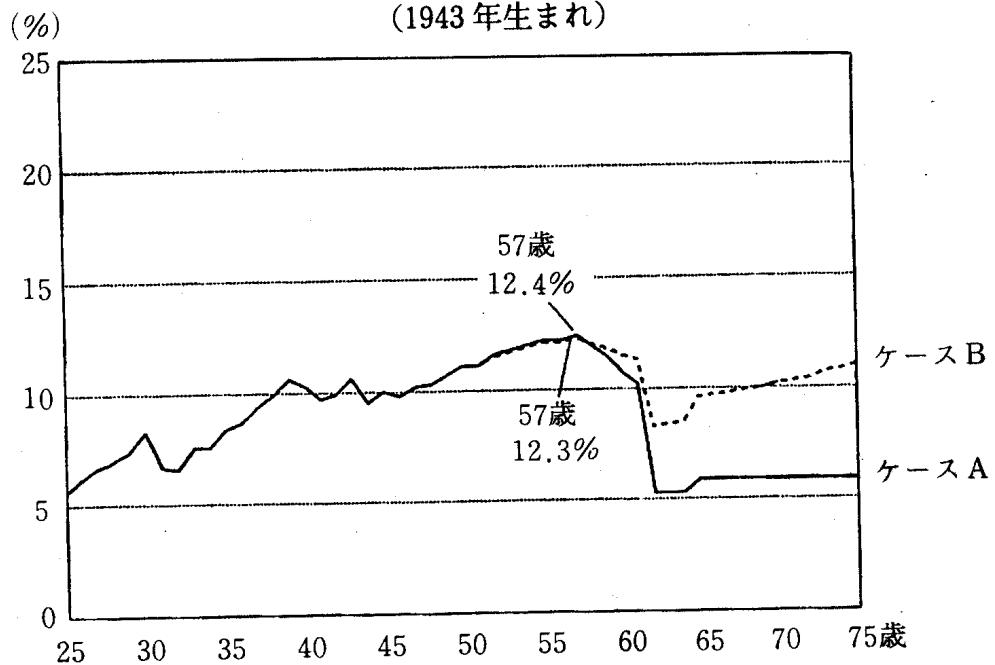
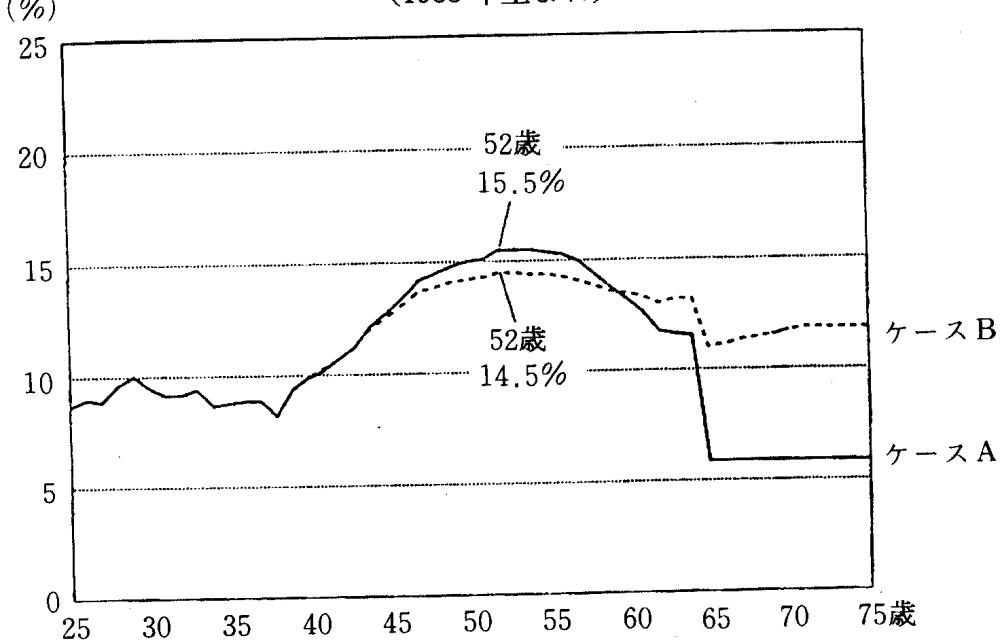


図3-3 年齢別税負担率  
(1953年生まれ)

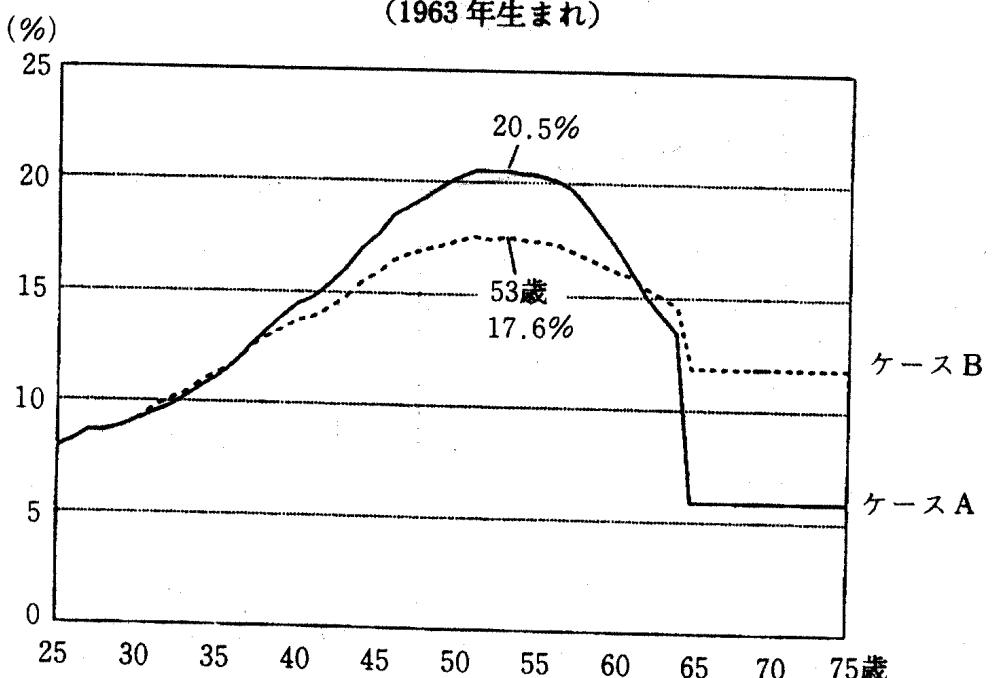


とりを失わせる原因の一つとなっている。

現行の所得税中心型税制を消費税重視型のケースBに変えた場合、現在すでに高齢期を迎えている1933年生まれの世代や、現在の年齢が51歳である1943年

## 世代間の公平性と税制改革

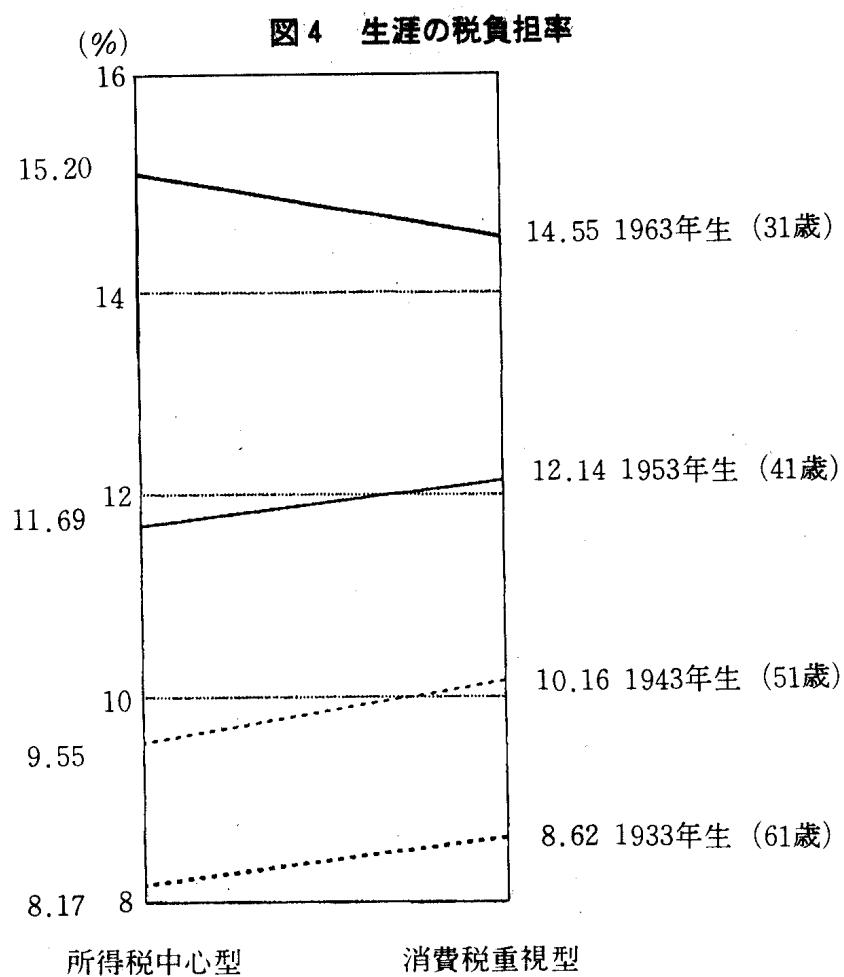
図3-4 年齢別税負担率  
(1963年生まれ)



生まれの世代にとっては、退職後の負担増をもたらすことになる。これに対して1953年生まれ世代については、生涯における最高負担率は所得税中心型税制の場合15.5%（52歳）であるが、ケースBへの改革によって14.5%にまで低下する。最も若い1963年生まれ世代については、ケースAの最高負担率20.5%（52歳）をケースBへの改革によって17.6%（53歳）にまで下げることが可能であり、40歳～50歳代の税負担のかなりの部分を60歳以上の年齢に先送りするという形で、生涯を通じた税負担を大きく平準化させることができる。

争点となるのは、所得税中心型税制から消費税重視型税制への移行による効果が、当然のことながら世代間で異なることである。とくに1933年生まれと1943年生まれの世代からは、「改革によって退職後の負担が増えるだけで、メリットは何もない」という批判が出てきそうである。Ⅱで指摘した移行期における影響が表面化した形となっている。

だが、各世代の負担率の水準を比較すると、後世代になればなるほど高くなっている、世代間に存在するこのような負担水準の差を考慮したうえで税制



を設計する必要がある。

## 2. 生涯税負担の世代間比較

図4は、所得税中心型税制を消費税重視型に改革した場合、各世代の生涯税負担率（25歳から75歳の間の実収入に占める同期間の税負担の割合）がどのように変化するかを示したものである。

所得税重視型のケースAでは、1933年生まれ世代が8.17%，1943年生まれ世代が9.55%，1953年生まれ世代が11.69%，1963年生まれ世代が15.20%と、世代が若くなるほど負担率は高く、しかも世代間の負担率格差は大きい。このような世代間の不公平を発生させた最大の原因は年齢構成の高齢化である。

ケースBに税制を改革すれば、1933年生まれ世代が0.45ポイント、43年生ま

## 世代間の公平性と税制改革

れ世代が0.61ポイント、53年生まれ世代が0.45ポイント、それぞれ負担率を上昇させるのに対して、63年生まれ世代の生涯税負担率は0.65ポイント低下する。このように、税制を消費税重視型に移行することによって世代間に存在する不公平を減じることができるのである。

しかし、シナリオで描いた程度の消費課税へのウェイトのシフトでは、世代間の生涯負担率格差は依然として解消しない。

## VII むすび

勤労世代に負担が重くのしかかる現行の所得税中心型税制のもとでは、負担が特定のライフ・ステージに集中しがちであること、さらには、高齢化が急速に進展する社会では、世代間に生涯税負担に関して大きな不公平をもたらすことが明らかになった。税制改革はややもすると、短期的な視点での損得を基準に評価されがちであるが、税制改革を生涯にわたる税負担という長期的な視点で評価するなら、消費税のウェイトを高める方向の税制改革が世代間の不公平を減少させ、同時にライフ・ステージ別に見た負担を平準化させる意味において望ましいと言える。

なお、今回の研究は租税面に対象を限定している。財政支出による受益をも対象に含めた世代会計の作成を通じて世代間の公平・不公平を論じることができれば、税制改革の方向がより明確になるはずである。世代会計の作成については今後の課題としたい。